

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の趣旨

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止（平成 21 年 7 月 15 日公布、平成 24 年 7 月 9 日施行）により、外国人住民の印鑑登録は、住民基本台帳の記録内容に基づき行うことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

外国人登録法を根拠とする印鑑登録資格及び登録申請時の本人確認書類を削る。

外国人住民に係る登録印鑑の制限事項並びに印鑑登録原票に通称及び氏名の片仮名表記を登録すべき場合を規定する。

印鑑登録の抹消事由として、通称又は氏名の片仮名表記を変更したため登録印鑑の印影と一致しなくなった場合及び外国人住民が住民基本台帳法の適用対象でなくなった場合を加える。

3 施行期日

平成 2 4 年 7 月 9 日